

議案第30号

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和6年4月16日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

令和6年第2回杉並区議会臨時会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年4月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

「

杉並区立郷土博物館運営協議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円
杉並区いじめ問題対策委員会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円

を

「

杉並区立郷土博物館運営協議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	
杉並区いじめ問題対策委員会	杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成29年杉並区条例第20号）第9条の規定により指名された委員が同条の規定により同条例第3条第2項に規定する調査を行う場合	日額 23,000円
	前記以外の調査審議等を行う場合	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

(提案理由)

いじめ問題対策委員会の委員がいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合の報酬を定める必要がある。

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	報酬の額	附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	報酬の額
教育委員 会	杉並区文化財保護審議会	略	教育委員 会	杉並区文化財保護審議会	略
	杉並区立図書館協議会	略		杉並区立図書館協議会	略
	杉並区社会教育委員	略		杉並区社会教育委員	略
	杉並区立郷土博物館運営協議 会	略		杉並区立郷土博物館運営協議 会	略
	杉並区いじめ問題対策委員会	杉並区いじ め問題対策 委員会条例 （平成29 年杉並区条 例第20 号）第9条 の規定によ り指名され た委員が同 条の規定に より同条例 第3条第2 項に規定す る調査を行 う場合		日額 23,000円	杉並区いじめ問題対策委員会
	前記以外の 調査審議等 を行う場合	会長日額 14,5 00円 委員日額 12.0 00円			